



償却資産(固定資産税)は申告が必要です

☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線136、140)

償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを営んでいる人、駐車場やアパートなどの不動産を貸し付けている人などが、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具・器具、備品などの資産のことで(土地・家屋を除く)。

▶ 申告が必要な人

令和5年1月1日現在、町内で事業を営んでいる個人または法人。または他の事業者などに貸し付けている人。

▶ 申告期限 令和5年1月31日(火)まで

▶ 申告書類

昨年度に須恵町の様式を用いて申告された人や、新たに事業を開始した人には、12月中旬に償却資産申告書をお送りします。

償却資産申告書が届かない場合や、新たに送付が必要な場合は、税務課 賦課係 固定資産税担当までご連絡ください。

償却資産の対象となるもの(業種別の例)

共通	パソコン、事務機、エアコン、駐車場設備、太陽光発電など
不動産貸付業	外構工事(門、塀、緑化施設、フェンスなど)、自転車置き場など
小売業	商品陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、自動販売機など
飲食業	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケ機器、日よけなど
工場	受変電設備、加工機械・設備、看板、構内舗装など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、発電機、ポンプなど
自動車整備業	プレス、オートリフト、充電器、ジャッキ、溶接機、防壁など
医療院 歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置など)、待合室用いすなど

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。



確定申告用納付確認書を郵送します

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)

令和4年中に支払われた国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の確定申告用納付確認書を各納税義務者宛てに令和5年1月中旬に郵送します。

※特別徴収(年金からの天引き)分について

「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」に記載されています。確定申告用納付確認書の発行対象外のため、送付されません。



ホームページバナー広告を募集します

☎ まちづくり課 ☎ 932-1153(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線342)

須恵町では、町の公式ホームページに企業のバナー広告を掲載しています。広告を掲載しませんか？

▶ 申込方法

須恵町ホームページ広告掲載申込書に広告案を添えて、まちづくり課にお申し込みください。

▶ 掲載金額(1か月あたり)

トップページ 10,000円



社会保険料控除の申告に使える国民年金保険料控除証明書が発行されます

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、納付した国民年金保険料も社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

▶ 控除の対象 令和4年1月から令和4年12月までに納められた保険料全額

- 過去の年度分や追納した保険料を含む
- 自分の保険料だけでなく、配偶者や家族(お子さんなど)分の国民年金保険料を納付した場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

▶ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付

- ①令和4年1月1日から9月30日までに納付 →11月上旬
 - ②令和4年10月1日から12月31日までに、今年はじめて国民年金保険料を納付した人 →令和5年2月上旬
- ※日本年金機構から送付されます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

☎ 東福岡年金事務所 ☎ 651-7967



スマホお助け窓口を開設します

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線111)

須恵町ではみんなにやさしいデジタル化の推進のため、スマートフォン初心者・スマートフォンを使ってみたい人を対象に、個別対応のスマートフォン無料相談窓口を開設します。

※スマートフォンを持っていない人には、スマートフォンを無料で貸し出します。

- ▶ 開設日 12月19日(月)、26日(月)、1月10日(火)
- ▶ 受付時間 9時~12時・13時~16時
- ▶ 場所 須恵町役場 1階 ロビー特設カウンター
- ▶ 相談内容 スマートフォンの基本操作(メール・電話・カメラ・インターネットの使い方)、LINEの登録方法など
- ▶ 注意事項 端末設定や端末の購入、機器の故障の相談などは受け付けていません。



マイナンバーカード出張申請窓口を開設します

☎ 住民課 マイナンバーカード普及推進室 ☎ 932-1151(内線174)

マイナンバーカード取得促進キャンペーンは12月28日(水)までです!

新規でマイナンバーカードをお申し込みの人に特典(燃えるゴミ袋1,000円相当プレゼント+ガラポン抽選)をご用意しています。この機会に、ぜひマイナンバーカードの交付申請をしませんか？

- 開設場所 アザレアホール1階 ホワイエ
- ▶ 開設日 12月19日(月)、23日(金)、27日(火)
- ▶ 開設時間 10時30分~16時30分
- 開設場所 Aコープ須恵店
- ▶ 開設日 12月20日(火)
- ▶ 開設時間 10時30分~16時30分
- 開設場所 コメリ須恵店
- ▶ 開設日 12月22日(木)、26日(月)
- ▶ 開設時間 10時30分~16時30分

手続きや写真撮影は無料です。当日は本人確認書類をご持参ください。QRコード付き交付申請書をお持ちいただくとスムーズにお手続きができます。マイナンバーカードやマイナポイントについてのお問い合わせなどのご来場も歓迎します。



消費税のインボイス説明会を開催しています

☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線131)

【香椎税務署からのお知らせ】

令和5年10月からの消費税のインボイス制度開始に伴い、インボイス(請求書や領収書)を発行する事業者は、事前に税務署へ「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録番号を取得する必要があります。

取引先を持つ全ての事業者に影響する重要な制度のため、香椎税務署では毎月「インボイス説明会」を開催しています。開催日は、国税庁ホームページまたは香椎税務署へお尋ねください。



国税庁ホームページはこちら→

☎ 香椎税務署管理運営第一部門 ☎ 661-1031